

非喫食者への
(仮称)「学校給食費相当額給付制度」
の立ち上げについて

「学校給食費相当額給付制度」の立ち上げについて

制度立ち上げの背景

- 令和8年度から公立小学校と特別支援学校小学部において、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」が始まりました。
- 「負担軽減交付金」が創設され、交付金は、給食実施校の在籍児童数に応じて算定されます。
- 在籍児童数には、アレルギーや長期欠席等により給食を喫食しない非喫食者分も含まれます。
- このため、今回、新たに非喫食者を対象として、給食費相当額を給付する制度を創設するものです。

令和8年度 国の交付金額と本市の小学校等における対応

校種	1食当たり 学校給食費	給食回数	学校給食費年額	負担軽減交付金	不足分 重点支援地方 交付金による補填	保護者負担
小学校	335円	上限192回	64,320円	57,200円 (月5,200円×11月分)	7,120円	0円
特別支援学校小学部	335円	上限183回	61,305円	61,600円 (月5,600円×11月分)	0円	0円

※ 令和8年度は、重点支援地方交付金を活用することで、負担軽減交付金の不足分を保護者に転嫁することなく対応しています。

※ 特別支援学校小学部については、国の負担軽減交付金が本市の給食費を上回るため、不要分については年度末に精算します。

非喫食者に関する国の考え方

非喫食者の扱いについては、各自治体の判断に委ねられていますが、多くの自治体で、給付制度の立ち上げが予定されています。非喫食者への支援を行う場合の対象者等については、国が一定の考えを示しています。

「非喫食者支援について」国の考え方

- 非喫食者及びその保護者を対象とした金銭給付等を行う場合には、やむを得ない事情により、恒常的に給食を喫食できないことについて、学校給食費相当額の金銭給付又は現物給付を行うものであることを明確化すること。
- 対象者は、給食実施校の在籍児童で、やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者を想定
- やむを得ない事情とは、重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の配慮が必要である場合等
- 喫食しない期間が1年間や学期間など長期にわたり、あらかじめ給食停止の届け出がある場合
- 乳糖不耐症等による牛乳停止など、給食の一部を恒常的に停止している場合も対象
- 在籍していても、就学の実態がないと判断する児童は対象外(例 インターナショナルスクール)
- 自己都合による非喫食は対象外(登校でき、健康上の課題もないのに非喫食)
- 単に数日欠席したような場合や、学級閉鎖等の場合は対象外

給付の対象となる喫食形態

本市における給食の扱い

本市において給食を喫食しない場合の扱いは、以下の3パターンとなっています

- ① 給食停止(完全弁当 あるいは 登校しない) ② 牛乳のみ喫食(弁当持参) ③ 牛乳のみ停止

給付対象者の条件

学校においては、アレルギー等により一部の献立のみ喫食しない児童や、一部の日だけ弁当を持参する児童もいますが、今回の給付事業においては、国の考え方に基づき、あらかじめ給食停止の届け出がある児童を対象とします。

	一部の献立のみ喫食しない	一部の日だけ弁当持参	牛乳のみ喫食	完全停止	牛乳のみ停止
大まかな対象者数	約920人		約60人	約570人	約750人
給食停止の届け出	無	無	有	有	有
結論	給食停止していないため、 給付対象外	給食停止していないため、 給付対象外	給付対象	給付対象	給付対象

※ 対象人数は、令和8年3月時点の数字

給付対象とする非喫食の期間

国の考え方

喫食しない期間が1年間や学期間など長期にわたり、あらかじめ給食停止の届け出がある場合という考えが示されています。

本市における設定方法

- ✓ 「1年間」を通して非喫食の場合を対象とすると、年度途中からの転入・転出、不登校等には対応できないという課題があります。
- ✓ また、本市の場合は2学期制で、1学期間が長期となることから、「学期間」を通して非喫食の場合を対象としても、同様の課題があります。



- 本市の制度では、3学期制の場合の1学期間に当たる「4か月」を目安とし、「連続する4か月以上」の期間、給食を停止している場合を給付対象とします。
- 4か月の始期はどの月でも可能ですが、月途中からの給食停止は翌月分から対象とします。
- また、年度をまたいだ制度運用は行わないため、1月以降に非喫食となった場合は対象外となります。

給付額の設定方法

国から交付された「給食費負担軽減交付金」を、非喫食者については金銭給付の形態で、支給するものです。
従って、「給食費負担軽減交付金」の基準額を、給付金額とします。

給付額の設定方法

- 国の基準額(月5,200円)を、給付します。
- 特別支援学校は国の基準額が月5,600円ですが、本市では小学校と給食単価が同じであることから、同額に設定します。
- 給付金額(月額)×非喫食だった月数 を年度末に算定して、給付します。
- 牛乳のみ喫食、牛乳停止の場合の金額は、国の基準額に合わせた割合で計算します。
- 月数は、年間で11か月となります(夏休みがあるため、8、9月で1か月とカウント)。
- 不登校等により給食を停止している児童が、登校し、予備食を喫食した場合、喫食した分の1食単価335円を給付金額から差し引きます。

【令和8年度の給付金額】

校種	1食	給付金額(月額)		
		完全停止	牛乳のみ喫食	牛乳停止
小学校	335円	5,200円	4,128円	1,071円
特別支援学校小学部	335円	5,200円	4,128円	1,071円

- ※ 牛乳停止の額の算定方法
1食335円のうち、令和8年度牛乳代69円 → $5,200円 \times (69 \div 335) = 1,071円$ (小数点以下切り捨て)
- ※ 牛乳のみ喫食の場合も同様の算定方法

給付の流れ

給付の流れイメージ

保護者→学校

区分変更届（給食停止、牛乳のみ喫食など）を提出

保護者→教育委員会

「学校給食費相当額給付金」を申請

教育委員会

児童の喫食状況を確認

教育委員会→保護者

喫食できなかった状況に応じて給付

今後のスケジュール

- 9月の制度立ち上げを目指しています。
- 給付制度の対象となる児童については、4月に遡って制度を適用します。
- 令和9年度以降の対応については、国や他都市の動向を踏まえて検討します。

令和8年					令和9年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
学校給食運営連絡調整会議	教育委員会 報告	保護者周知	申請受付			給付額決定・給付		
			審査					

※ 保護者には、給食を喫食しない場合には区分変更届を提出することについて、予め周知しています。